公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７８７号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目６番12号
債務者　齋賀　幸子（旧姓芝）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７９６号
大阪府豊中市豊南町東２丁目９番５号
債務者　吉田　　勝
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８１８号
大阪市生野区巽北４丁目13番22号
債務者　岩橋千賀子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３５号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番26号ニュー北加賀屋マンション1013号、住民票上の住所大阪市住之江区中加賀屋２丁目６番７号シャトーＡＢＣ
債務者　渡邊　恵美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３６号
大阪市住吉区苅田５丁目15番11―307号
債務者　丹羽　章子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０６号
大阪市東成区深江南２丁目５番24号
債務者　久米　康夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１３号
大阪府大東市大東町９番５号　品川マンション303号
債務者　仁木　朝子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９２７号
大阪府四條畷市大字中野56番地の１　サンマンションアトレ忍ヶ丘103
債務者　西中　　歩
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６１号
大阪府東大阪市松原２丁目４番18号　長尾文化２Ｆ
債務者　福嶋かおり
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６２号
大阪府門真市上野口町28番２―102号
債務者　松原　義治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７１号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目６番105―403号
債務者　井上　明美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９７３号
大阪市西成区聖天下１丁目11番30号ハイツ桃山103号
債務者　今井　友廣
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８４号
大阪市東住吉区山坂５丁目３番23号　ホワイエミュージカル404号
債務者　内村亜美香
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８５号
大阪市大正区千島２丁目４番５―504号
債務者　大家　千次
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８６号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目５番103―207号
債務者　石島　健夫
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９８８号
大阪市平野区長吉出戸１丁目５番10―506号
債務者　稲野美登里（旧姓國政）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９９１号
大阪市住吉区遠里小野１丁目６番８号　第３興栄マンション６号
債務者　甲斐　孝幸
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部